

丙

供覽

情第九一七號

昭和十八年五月二十四日

官房情報課長代理 根井

管理局長

監理課長

事務官

内務省管理局長殿

「奉公班回覽板」添付ノ件

皇民奉公會刊行ニ係ル「六月號奉公班回覽板」(五部)御參考迄  
送付候也

管監第391号  
18.6.18  
務省管理局

一七

皇紀二千六百三年 昭和十八年五月廿一日 毎月一回二十日發行 第三年六月號 日十二月五年八十和昭 皇 公 奉 班 回 覽 報



# 班公奉 回覽板

**中央回覽板**

六月常會申合事項  
 一、四德貯蓄に對し國民貯蓄奉公發せむの目標額を示されしを達成するやうに努力せむ。  
 二、敵アメリカの反攻は、必至の情勢です。私共は眞剣になつて防空陣を固めて置ませう。  
 三、六月から四億貯蓄達成目標の國民貯蓄奉公發せむに努むべし。

貯蓄奉公袋は皆さんへ届きましたか。夫について説明しましたか。

度々今年も張り度うせまう

## 防空の準備はよいですか

「貯蓄奉公袋」は皆さんへ届きましたか。夫について説明しましたか。

度々今年も張り度うせまう

防空の準備はよいですか

防空とは、いふまでもなく、戦時中においては、国民の生命財産を守るために必要不可欠なものです。防空の準備は、戦時中においては、国民の生命財産を守るために必要不可欠なものです。防空の準備は、戦時中においては、国民の生命財産を守るために必要不可欠なものです。

防空の準備は、戦時中においては、国民の生命財産を守るために必要不可欠なものです。防空の準備は、戦時中においては、国民の生命財産を守るために必要不可欠なものです。防空の準備は、戦時中においては、国民の生命財産を守るために必要不可欠なものです。

防空の準備は、戦時中においては、国民の生命財産を守るために必要不可欠なものです。防空の準備は、戦時中においては、国民の生命財産を守るために必要不可欠なものです。防空の準備は、戦時中においては、国民の生命財産を守るために必要不可欠なものです。

大正十二年六月十三日
大正十二年六月十三日
大正十二年六月十三日

始政記念日を機会に 全臺灣を國語一色に

来る六月十七日、年
始政記念日を前にて
全臺灣を國語一色に
一色に國語を統一せしむる
は、我々の第一の任務に在りて、

時の記念日

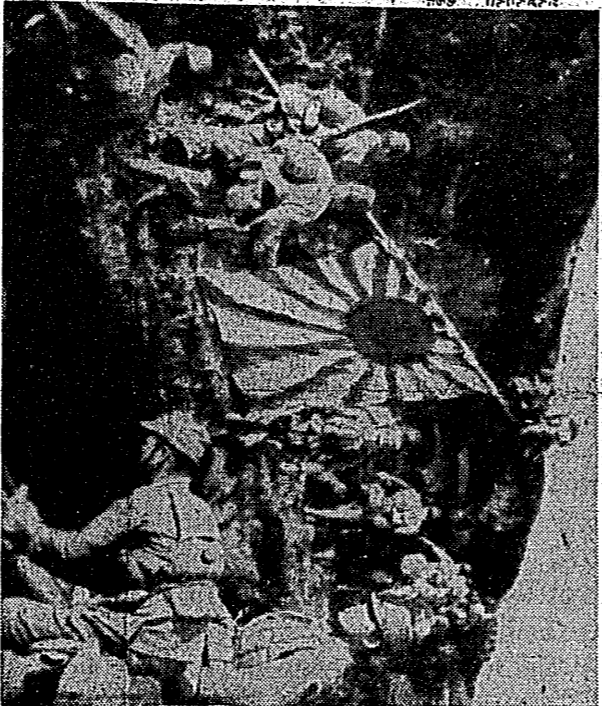
六月十日は一時の記念日
この日は、我々の國に於て
最も重要な一日に在りて、
我々の歴史に於て、
最も重要な一日に在りて、

大祓の日です

大祓の日です
大祓の日です
大祓の日です
大祓の日です
大祓の日です

大祓の日です
大祓の日です
大祓の日です
大祓の日です
大祓の日です

湖南戦線



湖南戦線
湖南戦線
湖南戦線
湖南戦線
湖南戦線

禁酒標示煙

禁酒標示煙
禁酒標示煙
禁酒標示煙
禁酒標示煙
禁酒標示煙

皇民體操の普及

皇民體操の普及
皇民體操の普及
皇民體操の普及
皇民體操の普及
皇民體操の普及

奉公手帖

奉公手帖
奉公手帖
奉公手帖
奉公手帖
奉公手帖

奉公手帖
奉公手帖
奉公手帖
奉公手帖
奉公手帖

丙

供覽

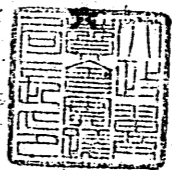


政 大 會 贊 翼

實國第一九八號

昭和十八年六月十日

大政翼贊會實務局長 相川 謙



内務省管理局監理課長 殿

管理局長

監理課長

事務官

七月ノ大昭奉戴日實施方策ニ關スル件

無記ノ件ニ關スル奉會遺府縣並六大都市支部長宛遺傳寫左記宛送  
考送付致候ニ付御諒承相成度候

- 國民總力朝鮮聯盟
- 樺太國民奉公會
- 臺灣皇民奉公會

備考 樺太ノ各地方ヨリ送付

浮世用紙甲號 中井野田製紙

實國第一九八號

昭和十八年六月十日

大政翼賛會事務總長 丸山 鶴吉

道府縣 支部長 殿  
六大都市



七月ノ大詔奉戴日實施方策ニ關スル件

七月ノ大詔奉戴日ノ實施方策ハ第二實踐事項ニ關シテハ六月ノ大詔奉戴日實施方策ニ於テ實施致候「國民皆勤ヲ滯留ヲ「掃シマセウ」ノ項目ヲ再ビ取上ゲテコレヲ實施スルコトト相成候ニ付テハ之ガ實施ニ關シテハ六月ノ奉戴日ノ實施方策ニ準ジ貴地方廳並ニ關係方面トモ連絡ノ上ツノ實効ヲアゲラルルヤウ御配慮相煩度  
尙他ノ事項ニ關シテハ左記ニ依リ實施可致候條右徹底方ニツキ御手配

相成度此段及依頼候也

追而實施ノ上ハソノ狀況ヲ御報告相成度申添候

記

一 大詔ニ關スル講話

當日午前六時三十分ヨリ十五分「大詔ニ關スル講話」ノ放送ヲ行フコト

ニ 實施事項ニ關スル放送

七日午後七時三十分ヨリ二十分間「大詔奉戴日ノ實踐事項ニ關スル講話」ヲ放送スルコト

(放送者ハラジオ、新聞等ノ報導ヲ参照スルコト)

丙

供覽

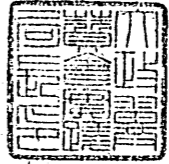
大政翼贊會

策定第一九九號

昭和十八年六月十日

內務省管理局監理課長 殿

大政翼贊會實踐局長 相川 勝 大



管理局長

監理課長

事務官

天聖

七月ノ常會徹底事項ニ關スル件

編記ノ件ニ關スル道府縣並ニ六大都市支部宛通牒寫左記宛參考送付候ニ付御瞭解相成度儀

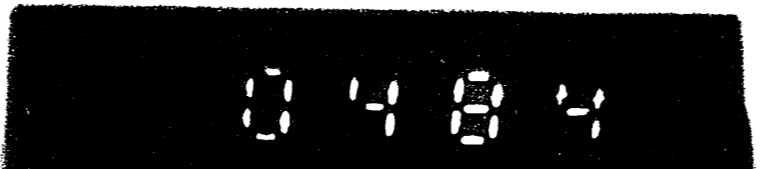
國民總力朝鮮聯盟

樺太國民奉公會

臺灣皇民奉公會

備考 樺太ノ地方為ハ進修済

存得川紙中號 4444444444  
C111—KCC003 8211044



實國第一九九號

昭和十八年六月十日

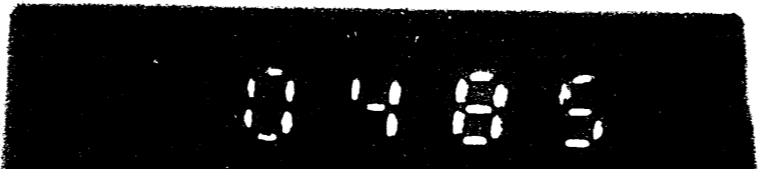
大政翼贊會事務總長 丸山 鶴吉

道府縣  
六太都市 交部長 殿



七月ノ常會徹底事項通知ノ件

七月ノ常會徹底事項ハ別紙ノ通りニ戰爭生活ノ徹底的ナ實踐ニ食糧ノ  
非常増産ノ二項目ト決定相成候ニ付テハ貴地方廳トモ連絡ノ上管下各  
級支部ヲ督勵シ部落會町内會並隣保班等ノ常會ニ於テ充分徹底相成  
ヤウ特別ノ御配意相成度此段及依頼候也



七月の常會徹底事項

一、戦争生活の徹底的な実践

今こそ決戦、一億總躍起の時！お互は「戦争生活」に徹底せねばならぬ

(一) 決戦下の服装

- イ、衣服は新調をやめてすべて有り合せのものを活用すること。
- ロ、白むなく新調する場合は国民服の乙型とし背廣服の仕立はやめること。
- ハ、袂は短くし特に婦人はなるべく標準服を實行し作業や活動にはモンペ風のものではくこと。
- ニ、婚冠、葬儀等の儀禮には社装の簡素化を圖りなるべく平服ですますやうすること。
- ホ、不用の衣類は出来るだけ隣組などで融通交換し、また作り替へや修繕を工夫すること。
- ヘ、夏季中は上衣を着用しなくも差支へないこと。

ト、警戒警報が発令されたら防空服装に身を固めること

(二) 申告の正確勵行

- イ、配給の申告に人数を増したり、二重申告をすることは決戦下最も悪ふこととしてから必ず正確に申告すること。
- ロ、部落會や町内會、隣組では間違つた申告がないかを調べ、若しあれば直に是正すること。

二、食糧の非常増産

外米輸入に頼つてゐてはならぬ。食糧は國內で賄はう。

(一) 土地の非常活用

- イ、不耕作田がもしあれば共同作業などで水稻の植付を全部やり遂げること。
- ロ、不耕作畑は勿論伐木跡地、河川敷地、工場建築豫定地、公園、綠地、庭園などあらゆる空地には大豆、蕎麥、粟、黍などを作付すること。
- ハ、果樹園、桑園、瓜畑などには大豆や蕎麥の周圍作、間作を行ひ、その他の畑地では輪作の改善を行ふこと。
- ニ、宅地のまわりにも大豆や蕎麥など余さず作付すること。
- ホ、部落會、町内會は土地や種子について市町村の翼賛會支部、農會と連絡し作付がうまくゆくやう斡旋すること。



(二) 除草や手入れの勵行

イ、水田の除草は適期を選びこれまでよりも回数を増すこと。

ロ、畑作は除草、中耕、追肥を時期を違へず行ふこと。

ハ、病蝨害は早く発見して徹底的に防除すること。

(三) 舉國草刈運動

イ、肥料や飼料の大增産のためこの夏は昨年の上の草刈を成し遂げ割當の増

産目標を必ず突破すること。

ロ、このため一般農家の實行は勿論、學校報國隊や都市の勤勞報國隊などは特に協力すること。

令 議 局 號 及 受 送										主 管 局 號 及 付 日	
第 一	第 二	第 三	第 四	第 五	第 六	第 七	第 八	第 九	第 十	手 外	
號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	丙	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	施 行	
日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	昭 和 十 八 年 六 月 十 七 日	
<p>標記ノ件別紙ノ通シ参考迄ニ送付ス</p> <p>道府総括ニ六大都市協力會議統裁事項上送ノ件</p> <p>朝鮮總務局長 官房情報課長</p> <p>局長</p> <p>二案</p> <p>管理局長 監理課長</p> <p>主任</p>										<p>案 起</p> <p>昭 和 十 八 年 六 月 十 七 日</p> <p>主 任</p>	

REEL No. A-0509



大 日 本 帝 國 政 府

寫

總協第一五九號

昭和十八年五月十五日

大政翼賛會總裁 東條英機

內務大臣 安部紀三郎 殿

道府縣並ニ六大都市協力會議統裁事項上通件

道府縣並ニ六大都市協力會議上程ノ議題中、別紙ノ  
通り統裁致候間、可然、中高配相煩度、此段及上通  
候也

(國定規格B5(148x250)用紙)

昭和十八年五月

地方協力會議より政府に對する上通事項

大政翼贊會

内務省

昨年末より今春にかけ殆ど全國各道府縣に亘り地方協力會議開催され、その結果地方協力會議より政府への上通案として大政翼贊會本部に回附されし事項は頗る多數に上つたが、本部に於ては慎重に其の内容を検討し、茲に政府に上通する次第である。

(註) 上通案の検討に際しては、調査の結果左記各項に該當せるものは一切除外したり。

一、已に中央協力會議の論議を経て上通の手續を了し改めてその必要を認めざるもの

一、中央協力會議の議を経ざるも問題夫自体に實行性なしと認むるもの  
一、又上通とは云ふもの、道府縣の行政又は翼贊運動の一端として充分解決し得らるゝもの

一、議會に於ける聲明其他により既に政府の施策に織り込まれるもの又はその企圖の十分窺はれ得るもの

一、地域的利害の濃厚と認められたるもの

規格 B 4

生産増強に関する上通事項

一、中小商工業者の轉廢業促進に関する件

企業整備に伴ふ中小商工業者の轉廢業問題については、政府に於て逐次施策を講じ近く徹底的に之が促進を圖らんとする意嚮ありと傳へらるるも、現在迄の實情を見る時要轉廢業者に對する明確なる目標と具體的施設を缺くかと思はる。

故にこの際要轉廢業者の登録制等により基本資料を整備すると共に、府縣を主体とする轉廢業の強力なる共助機關を創設し、共助金は業種、所管の相異、組合の加入未加入を問はず國庫より一律に支給し、轉廢業者の資産引受評價基準を確立して庫生金庫より迅速に支拂ふ等有效適切且速がなる措置を望む。

一、自由労働者統制に関する件

現下勞務体制の刷新強化に関する施策に就いては、曩に勤勞新体制確立要綱の樹立されるあり、近くは勞務報國會の設立、勤

内務省

勞緊急對策要綱の決定等の方途を講ぜられあるも、一般自由労働者に對しては未だ統制力の徹底せざる憾みあり。之が爲日常勞事業場を轉々移動し、その間賃銀の聞取引を誘發するが如き傾向なしとせず、仍て之等自由労働者に對する勞務統制の徹底強化を斷行し、勞務需給の調整を期すると共に、其弊害を除去する爲左記各項の實現を圖られ度し。

イ、法令に基き職業指導所の指導監督下に寄場を設置し自由労働者は凡て登録せしめると共に、勞務供給業者のみならず請負業者をも統制するの方途を講じ、以て勞務需給の適正配置を期する。

ロ、自由労働者の統制については、専任監督官を設置してその取締の徹底を期する。

一、輸送陣強化のため乗客制限に関する件

時局下戰爭必需物資輸送の強化増大を要するは言を俟たず。然

規格 B 4

るに名を体鍊に籍り或ひは敬神崇祖に言寄せて不急不<sup>用</sup>の旅行を爲すもの依然として跡を絶たず。又闇の物資輸送、分に過ぎたる家財家具調度品等の購入による輸送の混亂は、斷然整理の要あり。

故に鐵道當局は現に發行しある無料乗車券の徹底的整理を爲す一方、市區町村長と緊密なる連絡の下に、乗車券發行を前にして乗車證明書附與の制度を設け、眞に戦争遂行上必要缺くべからざるものの輸送を優先せしめ、不急不用なる一般人の旅行を極力統<sup>制</sup>限する様斷呼たる措置を講ぜられ度し。

一、農地に關する件

決戦下の食糧増産を期しつゝある農村に於て、その基底をなす農地問題の解決遅々として進歩を見ざるは遺憾に堪へず、速かに農地の整理、交換分合、自作農創設維持等の強化を圖り、安定農家維持創設を促進するため、左記各項の實現を望む。

内務省

イ、自作農創設維持補助々成規則の改正

ロ、農地金庫の創設

ハ、農地調整法の改正

ニ、縣、郡に農地整備官吏の設置

ホ、不在地主の所有農地の譲渡並に其の收買費の融資

一、農産物統制機構の改善就中中間利潤の引下げに關する件

統制機構の整備改善に關する問題は世<sup>中</sup>一般の論議の對象となり喧傳さるる事久しきも、農山村に於ける生産者側の共通的な要望事項として、生産者利潤に比し統制機關中蒐荷、配給面に於ける中間利潤の大に失する事實を指摘し得る。即ち之を生産物統制令實施以來の實情に徴するも手數料の過多は生産者側利潤の低位に比し、その増産意慾を殺ぐこと夥しく、却つて供出難減産を招來しつつあるかに思はる。右の實情に徴し農産物統制機關による中間利潤の引下げを要望す。

規格 114

一、農業に對する補助金制度一元化に關する件

現下農事に關し下附せらるゝ助成金又は獎勵金はその種目四十以上、總額に於て莫大なる金額に達するも、その用途に關し各種目別に明確なる規定あるため、これを各用途別に分轄支給するときは一農家當りの下附金額極めて少額となり、折角の目的を達するを得ず。またこれに伴ふ事務の煩瑣なることを俟たず。かかる缺陷是正のため下附金の使用に關しては今後農村當局に一任するやう制度の簡易化を圖られたし。

一、農業用資材、農村生活必需物資の配給に關する件

食糧増産の完壁を期するため、石油、作業衣、リヤカー等の農業用資材、鹽、味噌、醬油等の生活必需物資の特配を考慮せられたく、これが配給に際しては切符制又は通張制を採用し、當該市町村長をして實施の責に任せしめ、配給の統一と公平適正を期せられたし。

内務省

一、優良農機具の確保に關する件

現在農機具類は製造者よりの配給過程に於て検査の關門を缺くを以て使用に堪へざる粗悪のものあり。一面農村には破損農機具の退藏尠からざるを以て之が對策とし左記諸項の實施を期せられたし。

イ、製造者よりの配給過程に於て検査を施行する。

ロ、農機具の規格を單純化し指定品以外の販賣は禁止する。

ハ、農機具修理工場を設置し退藏品の修理を行ふ。

國內体制強化に關する上通事項

一、生活必需品配給機構改善に關する件

生活必需物資の適正圓滑なる配給を確保するための配給機構の改善は喫緊の要事にして、既に政府は消費經濟整備要綱を決定し、全國都市町内會に消費經濟部の設置を見つゝあるも、更に一案を附して善處方を要望す。

イ、部落會及二三町内會毎に「綜合配給所」を設け、生活必需品は勿論其他日用品の配給迄行はしめる。但し之に要する費用は需要者の負擔とす。

ロ、配給機構中に純粹の需要者代表を參加せしめ以て配給の適正を期す。

ハ、現在の營業者に對しては轉業補償の途を講じ生産的職業に轉出せしむ。

一、帝都民防空の絶對的充實を期するため防空業務の一元化を計るの件

民防空は軍防空に即應し一如の待制を執らざるべからず、從つて其機能を一元的に發揮し得る如き機構を創設して初めて民防空の完璧を期し得べきであつて、今日の帝都防空の如く命令系統を異にし指揮に混亂を來すが如き機構を以てしては、寸秒直ちに大事を決する防空任務の完遂を期し得ない。

### 内務省

須らく近く實施を見る東京都の民防空は總て東京都長一途の指揮下に於き、都長は防空業務の一切に關し鞏毅の下一死以て國に殉すべきである。

イ、東京都に於ては、東部軍司令部に從屬すべき帝都防衛本部を設置し、軍防空を除く一切の防空業務を統制する一元的自衛機關を設置する。

ロ、右機關の長の指揮下に官設消防を核心とし都下の警防團家庭防空郡に至る迄、命令系統を一にし日頃の訓練、空襲時下の活動を一元化すべきである。

ハ、警防團の組織並に命令系統は當然自治体に歸屬せしむ。

ニ、警視廳は本來の任務に還元し、空襲時下の司法、保安の任務に専念且徹底する。

ホ、都制實施の曉は消防、衛生、交通等は擧げて都長をして處理せしめ防空活動に資せしむ。

規格 11



戦争生活實踐に關する上通事項

一、一食外食券制定に關する件

米の定量配給となれる今日、飲食業者に別途に配給し、必らずしもその必要な外食者に米飯を供給しつゝあるは不合理にして、一部業者の爲國民全般の生活に支障を來すが如き事あるべからず。かゝる現状を是正する爲一食外食券を制定し、各人の必要と希望とに應じ米配給所に於て現物より差引き外食券を交付する方策を考慮され度し。

但し之が實施に當りては、家庭により定量の配給米にて足らず、已むを得ず外食により補足するものも相當にある實情なれば、一方適正配給量の検討、飲食料理屋の整理等と相俟つて慎重に行ふべきであり、又一面三食外食券制の徹底、手辦當の勵行等によりその必要な外食者を抑止する事も肝要である。

二、衣類の改善に關する件

内務省

衣類の簡素質實化を圖るは現下極めて緊急の要事なるを以て、左記諸項の實施により衣類の種類並に價格等を制限せられ度し。

イ、婦人衣服改善の一方途として速に無地物製造並に切尺賣を斷行する。

ロ、男子の服装は將來國民服に統一する事を目標とし、特定の制服地等を除き國民服地以外の製造を禁止する。

ハ、女子の服装は將來標準服に統一する事を目標とし、今後製造の反物は之を基準として其長さを短縮する。

一、青年學徒に對する禁酒禁烟と働く青少年子女の不良化防止に關する件

青年學徒に對する禁酒禁烟の必要は贅言を要せざる所なるにも拘らず、知りつゝ之を行ひ、知りつゝ取締を怠つてゐる現状は寔に解し難し。此際速かに法の活用により斷然たる處置に出づべきである。

又働く青少年子女の不良化防止に關しては、特に左記對策に付き考慮され度し。

イ、働く青少年と生活を共にし、身を以て彼等を導く<sup>家</sup>母に指導婦を各工場に配置する。特に遺族を始め世の未亡人の仕事たらしめるため、これが養成機關を設置する。

ロ、小工場に對しては工場主夫人の覺醒を促し働く青少年の指導者としての鍊成を實施する。

ハ、不良化せる働く青少年の處置については一段と各方面より  
の指導を望む。

一、馬券發賣禁止と馬政々策に關する件

國民擧げて戦力増強に邁進する時、全國競馬場を移行徒食する男女馬券師の増加は憂慮に堪えず、馬券制度が日本民族性に照合して妥當なりや否やは今更説明を要せず。然るに政府は馬券購入上の取締りを強化せるに止り、制度は依然として存續せんとするが如し。

内務省

斯くの如きは獨り運輸上の大なる障礙を來すのみならず、風教上社會生活上弊害を助長し遂には生産事業にも影響する處尠からざるを以て、馬匹の改良、馬事思想の普及については別途に考量し、馬券發賣禁止の斷行により公認並に地方鍛鍊競馬共之を廢止せられ度し。

即ち競馬會に代ふるに馬匹品評會の開催、種付料の補助、育成奨励金の交付、及び飼料の圓滑配給、軍馬買上價格の値上等に  
より、馬匹の改良を計る一方、學生を主とし、軍馬の貸與を爲して廣く乗馬に親しましめ、以て馬事思想の普及に努むべきである。而して馬匹改良の資金は馬券禁止により其途を絶たれるも、馬券の弊<sup>我</sup>と國庫の收入とは同日に論ずべきものに非ずして、財源は他に求める事を至當とする。

一、高級料理業、待合其他遊興機關の整理に關する件

規格 114

戦力増強確立に反する享樂贅澤の對象となる高級料理業待合並  
にカフェー、バー等輕薄なる遊興機關を轉廢業せしめ、一億國  
民の戦争生活より奢侈怠慢の惡風を一掃し、之に依り消費規正  
と貯蓄の増強、勞力補給、住宅轉用等時局下の緊急面に即應す  
る方策を講じられたし。

内務省

規格 B 4

總々第一二七號

昭和十八年六月十五日

大政翼贊會總務局總務部長 猪俣 敬次郎

連絡官

岸 偉 一 股



定例各廳連絡官會開催ノ件

定例各廳連絡官會左記ニ依リ開催致候條御參集願上度此段及御通知候  
追而乍御手數御出席ノ有無御一報相煩度候

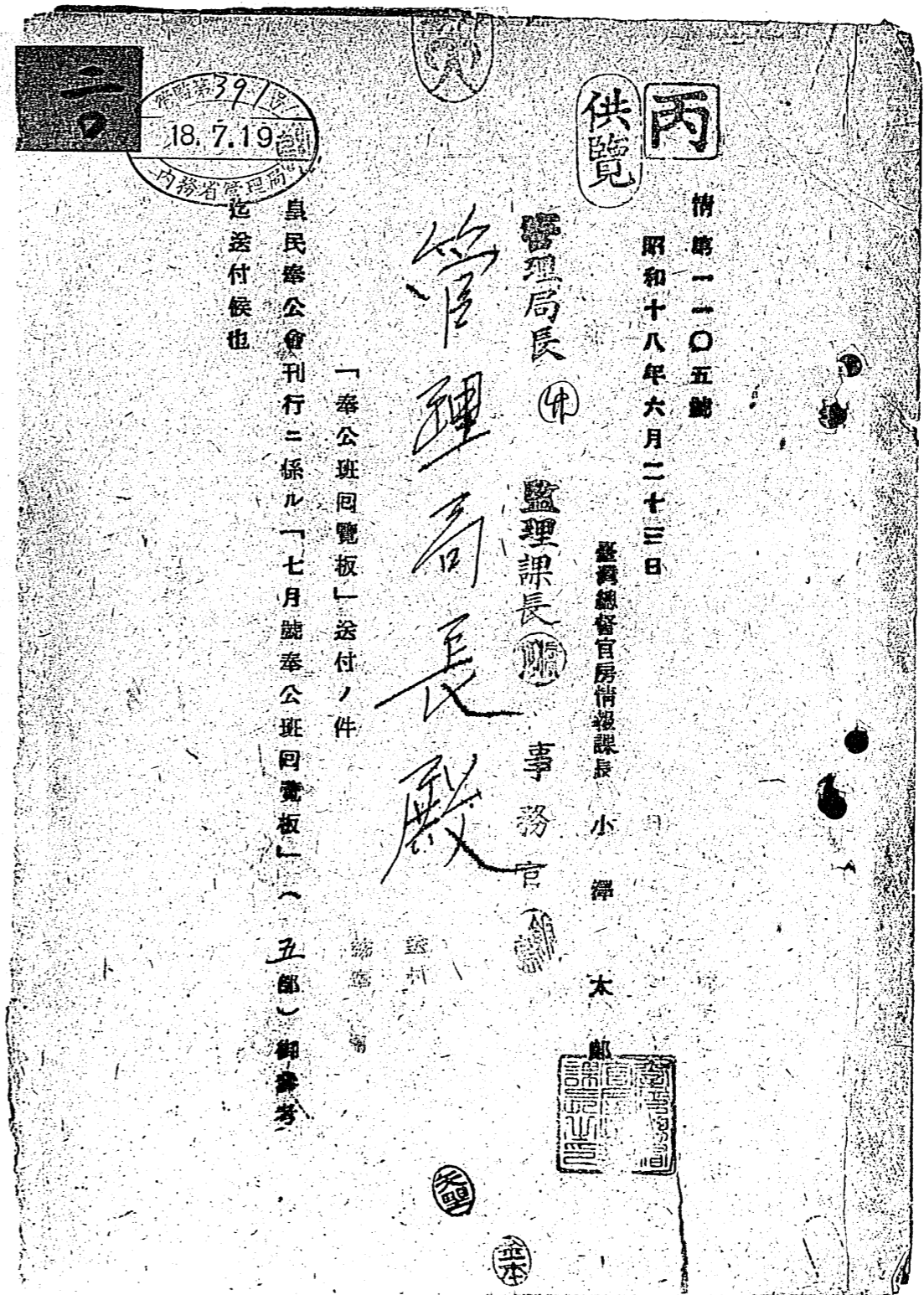
記

一日 時 昭和十八年六月十九日(土)午前十一時

一 場 所 總務室

一 附議事項 第四回中央協力會議開催ニ關スル件

0499





奉公班 覽回板

中央回覽板

七月常會申合事項

海軍特別志願兵に立派な青年を送りませう

海軍特別志願兵に立派な青年を送りませう。この上は光榮であります。國を愛する青年は、この上は光榮であります。

國民貯蓄で米英撃滅

決戦貯蓄實踐運動。七月廿日迄。國民貯蓄で米英撃滅。決戦貯蓄實踐運動。七月廿日迄。

簡易保險の加入 臺灣はすくなくない

簡易保險の加入。臺灣はすくなくない。簡易保險の加入。臺灣はすくなくない。

奉公手帖

奉公手帖。五月二十日、奉公手帖。五月二十日。

汗と膏を流して働け

汗と膏を流して働け。汗と膏を流して働け。汗と膏を流して働け。

奉公手帖の続き。五月二十日、奉公手帖。五月二十日。



調査局長

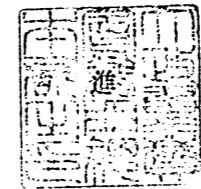
第一課長

與本相第三號

昭和十八年七月一日

大政翼贊會與亞總本部

相談部長 藤田



調査局  
第一課 殿

謹啓 梅雨ノ候貴官愈々御清祥ノ段慶賀此事ニ奉存候  
陳者過般改組ノ結果當部ハ元ノ大東亞事情相談室ノ後ヲ享ケテ海外進  
出者ノ爲メ指導、斡旋並ニ大東亞事情ノ相談ニ應ズル事ニ相成候ニ就  
テハ今後充分御意向ヲ体シ萬遺憾ナカラム事ヲ期シ度何卒宜敷御指導  
賜リ度奉希候  
右不取敢寸楮ヲ以テ御挨拶迄如斯御座候  
敬具

大日本興亞同盟

